



男女共同参画の視点

性的マイノリティへの理解を

「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(LGBT理解増進法)」が施行されました。

この法律は、性の多様性に寛容な社会の実現を目指すことを目的として制定されました。行動を制限するものでも、特定の人に新しい権利を与えるものでもありません。さまざまな情報や考え方があの中で、偏見や差別をなくしていくために、誰もが個性を認め合っていく姿勢が大切です。

市では、性の多様性への正しい理解と啓発を図るため、男女共同参画情報誌「さざなみ」での情報提供や講座の開催などを行っています。

性的マイノリティの人は、周りの理解不足や偏見などからさまざまな悩みや生きづらさを感じていると言われています。誰もが個性を認め合い、自分らしく生きることができる社会の実現のために、性の多様性について正しい理解を深めましょう。

※くわしくは市民協働課(☎20-1507)へ。

LGBT



消費生活相談Q&A

「高額当選しました」に注意しよう!

Q 市の関係機関の職員を名乗る人から「政府行政機関の調査で、あなたが生活福祉金の受給者として選ばれたので5億円を無料で振り込みます」というメールが届きました。メールには、生活福祉金が生活困窮者などを救済する制度であるとの説明や実際に5億円を受け取った人からの感謝の言葉が書かれていました。また、生活福祉金を受け取るにはメールに記載されたURLにアクセスするよう指示がありますが、本当に5億円を受け取ることはできますか。

A 市が高額な生活福祉金を出している事実はありません。メールに返信したり、メールに記載されたURLをクリックしたりしないでください。返信やクリックをすると、お金を受け取るための登録料や手数料などと理由を付けて金銭を要求されることになります。最初は少額な要求であっても、徐々に金額が増え、最終的に高額な金額を支払わされる場合があります。そのほかにも有名人や資産家を名乗る人から「1億円の当選者選ばれた」「老後を支援する」といったメールが届き、金銭を要求されたという事例もあるので注意してください。

不安に思ったりトラブルになったりした場合は消費生活センターに相談してください。

※くわしくは同センター(☎23-1161)へ。



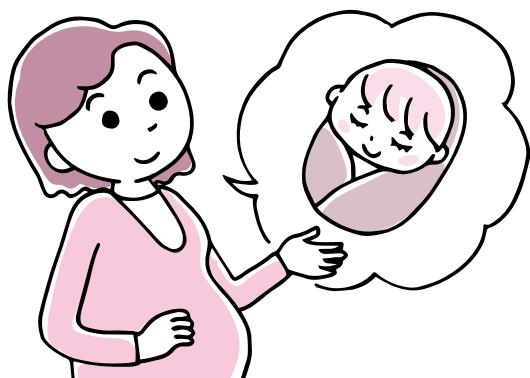
国民健康保険の出産育児一時金

医療機関へ直接支払います

出産育児一時金には直接支払制度があります。被保険者が医療機関で手続きをすることにより、50万円を上限として、国民健康保険から医療機関へ費用を直接支払う制度です。

この制度を利用すれば、被保険者は出産費用から50万円を引いた差額を医療機関に支払えばよいので、事前にまとまった費用を用意する必要がありません。

制度を利用しない場合は、出産後に市へ申請することになり



ます。実施していない医療機関もあるので、出産予定の医療機関に直接確認してください。ただし、全国健康保険協会、健康保険組合、共済組合などに被保険者本人として1年以上加入していた人が、その保険をやめてから6カ月以内に出産する場合は、以前加入していた保険から支給される場合があります。制度を利用する時には、以前加入していた健康保険に確認してください。

直接支払制度を利用する場合

医療機関で保険証を提示して、直接支払制度に関する合意文書に署名してください。通常、市での手続きは不要ですが、出産費用が50万円を下回った場合は、手続きをすることで差額を受け取れます。保険年金課(市役所1階)または下総・大栄支所で申請してください。

直接支払制度を利用しない場合

医療機関で保険証を提示して、制度を利用しない旨を申し出てください。退院時に出産費用の全額を医療機関に支払い、その後、保険年金課または下総・大栄支所に申請してください。

申請に必要な物＝保険証、母子健康手帳、世帯主の預金口座番号が分かる物、医療機関から受け取る直接支払制度に関する合意文書と出産費用の請求・領収明細書、分娩者のマイナンバーが分かる物

※くわしくは保険年金課(☎20-1526)へ。

国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間

追納で受取額が増加

国民年金保険料の免除(全額免除・一部納付)・納付猶予・学生納付特例の承認を受けた期間がある場合、保険料を全額納めた時よりも老齢基礎年金の受取額が少なくなります。

そこで、将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、10年以内であれば免除を受けた期間の保険料を後から納めること

令和6年3月末日までに追納する場合の1カ月分の保険料額

年 度	全額免除 納付猶予 学生納付特例 (加算額)	4分の1納付 (加算額)	半額納付 (加算額)	4分の3納付 (加算額)
平成25年度	15,220円 (180円)	11,420円 (140円)	7,610円 (90円)	3,810円 (50円)
平成26年度	15,370円 (120円)	11,530円 (90円)	7,680円 (60円)	3,840円 (30円)
平成27年度	15,700円 (110円)	11,770円 (80円)	7,840円 (50円)	3,930円 (30円)
平成28年度	16,360円 (100円)	12,260円 (70円)	8,180円 (50円)	4,080円 (20円)
平成29年度	16,570円 (80円)	12,430円 (60円)	8,280円 (40円)	4,140円 (20円)

ができます(追納)。

ただし、免除などの承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納すると、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。

追納を希望する人は、佐原年金事務所(☎0478-54-1442)へ連絡してください。

※くわしくは佐原年金事務所へ。

年 度	全額免除 納付猶予 学生納付特例 (加算額)	4分の1納付 (加算額)	半額納付 (加算額)	4分の3納付 (加算額)
平成30年度	16,410円 (70円)	12,300円 (50円)	8,200円 (30円)	4,100円 (20円)
令和元年度	16,460円 (50円)	12,350円 (40円)	8,220円 (20円)	4,110円 (10円)
令和2年度	16,570円 (30円)	12,420円 (20円)	8,290円 (20円)	4,140円 (10円)
令和3年度	16,610円 (0円)	12,460円 (0円)	8,300円 (0円)	4,150円 (0円)
令和4年度	16,590円 (0円)	12,440円 (0円)	8,290円 (0円)	4,150円 (0円)